

# 『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.22

## 第22回 産業廃棄物排出事業者の責務。処理状況の確認その3「現地確認」1 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。前回まで排出事業者の重要な責務である「処理状況の確認」について話してきましたけど、今回は、その具体的な手法の一つ「現地確認」についてです。では、先生、よろしくね。

リサちゃんは現地確認をしたことはあるかな？

BUN



LISA

去年、先輩について行って来ました。

ほほお。で、何を確認してきたのかな？

BUN



LISA

大きなプラントがあって、そこにダンプに積まれた産業廃棄物が搬入されて、処理施設に投入されていました。

あとは？

BUN



LISA

季節が秋だったので、紅葉がきれいだったことを覚えているくらいかなあ。復命書は先輩が書いてくれたから、それに判子押すだけだったし。簡単で楽しいものって感想かな。

それでよく部長さんから、給料返せって言われなかったね。やさしい上司でよかったね。

BUN



LISA

去年はそれでなんとかなったけど、今年から一人で行かなくちゃならないから、心配。せんせ、意地悪言っないで早く教えて下さいな。

そうだね。「現地確認」は前回まで話したとおり、法律上は義務ではありません。そのため、廃棄物処理法では「何をどのように確認しなければならない」という規定は無いんですね。だから、初めて担当したときは面食らっちゃうことになる。そこで、参考になるのが、この通知です。（環境省の発出ですが、環境省のHPでは掲載していないようなので、石川県庁で転載しているアドレスを紹介します。）

BUN



BUN

この通知は、国が都道府県に「立入検査する時はこのようにしてくださいね」ということで、発出したものですが、検査票も添付しているので、排出事業者の現地確認の時にもとても参考になると思います。



LISA



なんだ、そんな便利なものがあるのか。じゃ、これに掲載している検査票に従って調査してくればOKってことね。

BUN

おいおい、またまた、そんなお気楽な。じゃ、一つ試してみるぞ。検査票に「処理施設は適正か」という項目があったら、りさちゃんはどう調査するの？



LISA



簡単よ。受け入れてくれている業者さんの担当の方に、「この施設は適正ですか？」って聞くのよ。

BUN

で、どういう答えが返ってくると思う？



LISA



うちとお付き合いがある業者さんは、ちゃんとやって正直な業者さんだから、「適正です」って返事になると思うわ。

BUN

じゃ、お付き合いはしていないと思うけど、悪質な嘘つきの業者ならどう答えると思う？



LISA



そりゃ、そんな業者はちゃんとやってるはずないから、不適正な状態でしょうね。でも、嘘つきなんだから正直に「不適正です」と答えるはずはない。よって、返ってくる答えは「適正です」あッアッ\(\◎o◎)/!

BUN

そのとおり。不適正な状態でも、返ってくる答えは「適正です」となっちゃうね。これでわかるとおり、行政の立入検査は当然ながら、排出事業者の現地確認も「自分の目で見て、適か不適か判断する」ことが大切だね。



LISA



と、言うことは、現場を見て、自分で適か不適か判断できる知識が必要ってことになる訳かあ。こりゃ、大変だわ。先生、適か不適か見極めるコツを手取り早く教えて頂戴。

BUN

これは簡単って訳にはいかないよ。産業廃棄物の処理は処理施設ごとに基準は違う。埋立と破碎では施設も基準も違ってくるってことはわかるよね。それに、たとえば、一番ポピュラーな最終処分場(埋立地)や焼却炉の基準ってとても難しいんだ。



LISA



そうかあ。委託した産業廃棄物が適正に処理されているか？を、ちゃんと見るためには、それを処理している施設が基準通りに稼働しているか、そういうこともチェックしなければならないってことね。

そうだねえ。たとえば、焼却炉の場合は、「800度以上で焼却しているか」とか「排ガスは200度以下に冷却しているか」とか「集塵機は適正に稼働しているか」と言った「基準」が出てくる。当然、そういった「基準」が守られているかは、いろんな計測器の知識や、それで測定されたデータの読み方なども必要になってくる。一朝一夕には身につけられない知識だね。

BUN



どうしたらいいの？

リサちゃんが環境分野に興味を持って、今後ともこの分野のスペシャリストを目指していきたいって言うのなら、いろんな関連資格があるから、それに挑戦してみるのもいいだろうねえ。

BUN



具体的にはどんな資格があるんですか？

廃棄物処理法で規定しているものとしては、まず手頃なところとしては特別管理産業廃棄物管理責任者がある。また、業者さんの視点から産業廃棄物の処理を勉強してみるのも役に立つから、産業廃棄物処理業許可取得講習会なんかもいいかも。さらに、廃棄物処理施設技術管理者という資格に挑戦してみるのもいいよ。

廃棄物だけでなく、いろんな環境分野も担当しているなら、公害防止管理者もお勧め。これは受験資格として実務経験を要求されないから、リサちゃんもすぐに受験できるし、水質、大気、騒音、振動などの分野別で、さらに1種から4種までランクもあるから、徐々に難易度を上げて挑戦することもできるよ。

BUN



そうかあ、いずれそれにも挑戦するとして、差し当たって今年の現地調査には間に合わないわ。「さしあたって」部長に「給料返せ」と言われない程度の、すぐに間に合う項目を教えてよ。

我が儘な話だなあ。しょうがない。でも、今回は長くなったので、それは次回のお楽しみってことにしましょうかね。

BUN



## BUN先生の今回のまとめ

- 現地確認のチェック票として、環境省通知「立入検査及び指導の強化について」は参考になる。
- 検査票にある検査項目を理解しておく。
- 調査は自分の目で確認してチェックする。
- 関連資格に挑戦するなどして、専門的な知識の習得にも努める。

今回の  
練習問題

問1、現地確認の廃棄物処理法での位置づけはどのようなものでしょうか？  
(前回の内容も含みます)

問2、現地確認の担当者にはどんな知識が求められるのでしょうか？

答えは次回のメルマガで(ハ-ハ)／

## 前回の問題の解答

問1、排出事業者が措置命令の対象になるのは、どのような時でしょうか？

BUN見解／生活環境保全上の支障が発生、または、発生する「おそれ」がある事案で、自分(自社)の産業廃棄物が原因となっている場合。

この時、排出事業者が契約書やマニフェストの規定に違反しているときは、不適正処理を行っている人物と同じ内容の措置命令の対象となりうる。(廃棄物処理法第19条の5)

契約書やマニフェストの規定に違反していない場合でも、適正な処理料金を負担していない場合や「委託処理状況の確認」を怠っている場合は、「相当な範囲内」で措置命令の対象となりうる。(廃棄物処理法第19条の6)

問2、「処理困難通知(ギブアップ通知)」はどのような時に発出されるのでしょうか？

BUN見解／受託した産業廃棄物処理業者が未処理のまま大量保管して、改善命令をかけられた時。等。(廃棄物処理法第14条第13項)

受託した産業廃棄物処理業者が未処理のまま、自主廃業や許可の取消を受けた場合。等(廃棄物処理法第14条の2第4項、第14条の3の2第3項平成29年改正新登場条文)